

令和8年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	はぐくむFUJI物価高騰対策出産特別お祝い金交付事業	①物価高騰の影響を受けている子育て世帯の経済的負担軽減のため、子育て世帯に対して、はぐくむFUJI出産特別お祝い金を支給する。 ②子育て世帯への出産特別お祝い金100千円のうち、20千円を物価高騰対策分として支給する。 ③補助金 1,510人×100,000円+14人(多胎児)×50,000円=151,700千円(うち1,524人×20,000円=30,480千円が物価高騰分) ④富士市に住民登録のある新生児の親で、新生児とともに継続して6か月以上市内に居住する意思のある者	R8.4	R9.3
2	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	保育所等給食費物価高騰対策事業(公立園)	①物価高騰の影響を受けている子育て世帯の経済的負担軽減、及び保育園・幼稚園・認定こども園の給食の質の確保を図るため、給食の食材料費等の物価高騰分について支援を行う。 ②公立保育園等に対し、3歳児以上の給食実施に係る食材料費の物価高騰分を補助 ※職員の給食費は補助対象外とする。 ③公立保育園・認定こども園[1号高騰分@1,600円×園児数456人≒730千円、2号高騰分@1,200円×園児数10,072人≒12,086千円]、公立幼稚園[高騰分@55円×園児数45人×172食+高騰分@80円×園児数163人×172食≒2,669千円] ④公立施設17園(保育園11園・幼稚園4園・認定こども園2園)	R8.4	R9.3
3	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	保育所等給食費物価高騰対策事業(私立園)	①物価高騰の影響を受けている子育て世帯の経済的負担軽減、及び保育園・幼稚園・認定こども園の給食の質の確保を図るため、給食の食材料費等の物価高騰分について支援を行う。 ②民間保育園等に対し、3歳児以上の給食実施に係る食材料費の物価高騰分を助成 ※職員の給食費は補助対象外とする。 ③私立保育園・認定こども園[1号高騰分@976円×園児数862人×12月≒10,102千円、2号高騰分@1,290円×園児数2,119人×12月≒32,809千円]、私立幼稚園[高騰分@1,366円×園児数833人×12月≒13,659千円] ④私立保育園・幼稚園・認定こども園40園	R8.4	R9.3
4	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食費物価高騰対策事業	①物価高騰に伴い食材料費が急激に値上がりしており、学校給食への影響が懸念されている。小学校については、国による「学校給食費の抜本的な負担軽減(いわゆる給食無償化)」への地方単独上乗せ分に対して、また中学校については、物価高騰に伴う現行の給食費と食材料費との乖離が大きいことから給食費の値上げを見込んでいるが、保護者への影響が懸念されるため、給食費の増額分を補填することで保護者の経済的負担軽減を図る。 ②(1)小学校 「学校給食費の抜本的な負担軽減(いわゆる給食無償化)」への地方単独上乗せ分 (2)中学校 令和7年度から令和8年度に値上げする1食当たり単価の1年間分(年間給食回数180回) ③(1)小学校 26校: 食材料費760,266千円ー無償化分642,356千円=117,910千円(11,230人分) (2)中学校 15校: (1食単価449円ー値上げ前の給食費354円)×180回×6,154人=105,233千円 ④市内の小中学校に通う児童・生徒 ※教職員の給食費は補助対象外とする。	R8.4	R9.3
5	④消費下支え等を通じた生活者支援	通学路防犯カメラ設置事業費等補助金	①物価高騰の影響を受けている町内会(区)等に対し、子どもの安全確保や犯罪防止を目的として、地域防犯活動のさらなる向上を目指し、通学路への防犯カメラの設置やその取替・維持管理費等の経費に対し補助する。 ②(1)通学路防犯カメラ設置費用の9/10(上限300千円) (2)通学路防犯カメラの維持管理費(電気料、保守管理費等)の1/2(上限15千円) (3)通学路防犯カメラの修繕・取替費用の1/2(上限50千円) ③補助金 5,565千円 (1)300千円×8台+270千円×7台 (2)15千円×75台 (3)50千円×3台 ④町内会(区)等	R8.4	R9.3